

前橋市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年10月10日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	澤	口	俊
同	横	山	勝
同	近	藤	登

内 監

令和7年10月10日

前 橋 市 長 小 川 晶 様
前 橋 市 議 会 議 長 富 田 公 隆 様

前橋市監査委員	関 哲 哉
同	澤 口 俊 行
同	横 山 勝 彦
同	近 藤 登

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

財政援助団体監査結果報告書

1 監査基準への準拠

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、本市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体（財政援助団体）に対する監査

3 監査の対象

(1) 対象団体

本市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体（財政援助団体）のうち、抽出した以下の団体（関係する所管課を含む）

前橋商工会議所（所管課：にぎわい商業課）

(2) 対象年度

令和6年度における財政的援助に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和7年度も対象としました。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、リスクアプローチの手法により、リスクを評価した上で、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

(団体関係)

- ・補助対象事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理及び出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

(所管課関係)

- ・補助金の使途が明確になっていることを確認しているか。
- ・補助金額の算定、交付方法、時期及び交付手続等は適正か。
- ・実績報告書等により補助金の効果及び条件の履行の確認が行われているか。
- ・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

5 監査の実施内容

補助対象事業等に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

6 監査期間

令和7年8月19日から同年10月9日まで

7 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に団体及び市所管課に対して改善等を指導しました。

(1) 前橋商工会議所

財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) にぎわい商業課

財政援助団体に係る補助金交付事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。